

＜習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画＞

＜第 2 期計画＞

- 1 章 策定の趣旨
- 2 章 就学前の子育てを取り巻く状況の変化
- 3 章 第 1 期計画の概要と達成状況
- 4 章 第 2 期計画策定にあたっての課題と基本的な考え方
- 5 章 第 2 期こども園整備と幼稚園・保育所再編計画
- 6 章 資料編

平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日

習 志 野 市

1章 策定の趣旨

1. はじめに

国は、就学前の子どもに関する教育・保育ニーズの多様化に対応するために、平成18年度に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（いわゆる「認定こども園法」）を施行し、教育及び保育並びに子育て支援を提供する総合施設を創設した。これは、本市が子育て・子育て支援の拠点と位置付けた「こども園」の取り組みそのものであり、さらに平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」において、国がその必要性を広く提唱したものである。

平成21年度から平成26年度までを計画期間とする「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第1期計画」（以下「第1期計画」という。）策定以降の社会情勢は、長引く経済不況や東日本大震災の影響を受けて変化しており、求められる保育ニーズも多様化に加え、複雑化している。さらに少子化、核家族化の進展による家庭力の低下や、子育て家庭の孤立化、虐待の増加など子どもの成長や命にかかわる事態も顕在化してきている。

少子化の進行は確実に幼稚園在籍児童の減少につながる一方、第1期計画において、保育所の定員増を図ってきたが、待機児童は増加しており抜本的な対策が必要なことなど、まだ解決をすべき課題は多い。そこで、地域の子育て・子育て支援の拠点となるこども園を整備し、市民及び民間と協働で、子どもとその保護者を支援していこうとする第1期計画の理念を継承しながら、次代に合った「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第2期計画」（以下「第2期計画」という。）を策定することとした。

2. 第2期計画の新たな課題

第2期計画策定にあたっての新たな課題として、平成24年8月に成立した、「子ども・子育て関連3法」による子ども・子育て支援新制度がある。この制度は、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るとしている。第2期計画はこの新制度を視野に入れながら、子どもと子育て家庭への総合的な支援及び教育・保育の量の確保の観点から策定する必要がある。また、平成26年度からの基本構想・基本計画の重点プロジェクトである市内公共施設の老朽化対策等をまとめた「**公共施設再生計画**」による**学校施設との統合等における整備など、全市的な観点での施設の整備、再編についても検討が必要である。**

4章 第2期計画策定にあたっての課題と基本的な考え方

1. 子育て・子育ての拠点となるこども園の整備の課題と考え方

(1) 第2期計画におけるこども園整備の課題

- ① 第1期計画に基づき3つの中学校区に子育て・子育ての拠点となるこども園の整備を行ったが、残った4つの中学校区においても子どもや子育てを総合的に支援していく拠点の整備を推進する必要がある。
- ② 本市の公共施設全体の老朽化が進行し今後計画的な整備が必要となることから、こども園についても小学校またはその他の公共施設との統合を図る必要がある、これまでのこども園のような単体こども園の整備は困難である。
- ③ 新制度において、地域の子育て支援の拠点機能の強化が求められる。
※子ども・子育て相談窓口の設置
※拠点施設を中心として、地域の保育、教育の向上及び様々な地域住民・団体との支援・協力関係の構築
- ④ 認定こども園法の改正により定員設定を見直す必要がある。

(2) 第2期計画策定におけるこども園整備の基本的な考え方

- ① 子育て・子育ての拠点となるこども園整備は第1期計画の理念を引き継ぎ、中学校区を基本としながら地域バランスを考慮し引き続き整備する。
- ② こども園の整備は本市の公共施設再生計画に基づき、小学校等との統合による整備を基本とするが、当面の間公共施設の有効活用により整備する。
- ③ 拠点となるこども園では子どもの発育や保育、教育など、総合的な相談に応じることを可能とするために、保健師、保育士等の専門職員を配置する。さらに保育所・幼稚園・こども園の施設状況や入所状況等についてなど、相談内容の充実を図るとともに、子育てにかかわる多くの機関との連携体制を持ち、相談支援のネットワークづくりに積極的に取り組む。
- ④ 拠点となるこども園の定員は認定こども園の制度、ニーズ調査の結果・整備予定地の敷地面積・既存こども園の検証・地域の乳幼児人口の推移・保育需要・私立施設の現状など様々な観点から設定する。

4. 第2期計画と「(仮称) 子ども・子育て支援事業計画」との関係

第2期計画期間内の平成27年4月施行予定の「子ども・子育て支援新制度」により就学前児童に係る環境は大きく変化する。

この制度改革により、市は子どもや子育て家庭を支援するための総合的な計画である「(仮称) 子ども・子育て支援事業計画」を「習志野市子ども・子育て会議」の意見を聴きながら策定することとなる。

この計画においては市全体の教育・保育ニーズに対する施設の確保方策を定めることとなることから、第2期計画は「(仮称) 子ども・子育て支援事業計画」策定に伴い内容の変更もあり得るものとする。

5. 第2期計画後の整備再編

第2期計画後の地域の子育ち・子育ての拠点となるこども園の整備及び既存幼稚園・保育所の再編については、乳幼児人口の推移・推計、保育所・幼稚園・こども園の現状と、本市の公共施設再生計画第2期計画期間との整合性の中で平成31年度に検討する。